

第7章 葛巻町情報化の推進体制

7-1.事業の推進体制

情報通信基盤の整備を進め、各アプリケーションを提供していくためには、行政・民間通信事業者・地域住民がそれぞれの立場から事業推進に協力する必要がある。事業運営において行政の支出を押さえるためには、民間通信事業者と連携した方式が有効となる。一方、民間通信事業者に運営を任せるためには、行政からも広報活動や加入意向の取りまとめなどの支援策が期待される。

以下、情報化事業を円滑に進めるために必要となる、運営体制や協力体制について整理する。

(1) 庁内の推進体制

ア. 情報政策専任部署の新設

現在、本町では、総務企画課が庁内の情報担当として町の ICT 政策の検討や情報システムの管理を行っている。効率的な行財政運営の推進に向けては、総務企画課に限らず、少ない人員で効果的な業務の推進を図っているが、昨今の情報化社会の進展に伴い、年々、ICT 関連業務が増大している。

また、葛巻町ブロードバンド・ネットワーク（仮称）の整備および町の情報化推進にあたっては、適切な管理・運営に向けた負担が更に増えることが想定されるほか、ネットワークの効果的な活用に向けては、地域情報化政策と庁内情報化政策を一体的に推進していく必要がある。

そのため、今後は少ない人員にのみ負担をかけるのではなく、複数で対応できる組織体制が必要である。地域情報化基盤は直接住民にかかるサービス基盤となることから、担当者が不在でも対応できる体制を整えるとともに、各担当部署が管理・運用している庁内情報化基盤を効率的・効果的に活用するため、専門的知識を有し相談できる部署の設置が必要である。

そこで、葛巻町ブロードバンド・ネットワーク（仮称）の整備に向けて、今後、庁内に情報政策専任部署の設置を検討する。また、庁内の最高情報責任者（ICT 担当役員）としての CIO（chief information officer）の設置および CIO をサポートする CIO 補佐官制度の導入についても検討する。

なお、ICT 分野は専門的であり、かつ、その進展が日進月歩であることから、岩手県庁や近隣市町村との一層の連携を図るほか、CIO 補佐官をはじめ ICT 担当部署における外部人材の登用についても検討を要する。

イ. 横断的組織の構築

整備する葛巻町ブロードバンド・ネットワーク（仮称）は、今後の町の情報化推進にあたっての共通基盤となるものであり、情報担当である総務企画課が中心となって行うが、第4章に挙げた各アプリケーションについては、それらを活用する各分野の担当部署が担う必要がある。

また、各アプリケーションを効率的かつ効果的に活用するためには、それぞれの担当部署が各々に取り組むのではなく、庁内横断的組織による取り組みが必要である。特に実務者レベルの横の連携を重視し、庁内が一体となって、葛巻町ブロードバンド・ネットワーク（仮称）の活用を進めていくことが求められる。

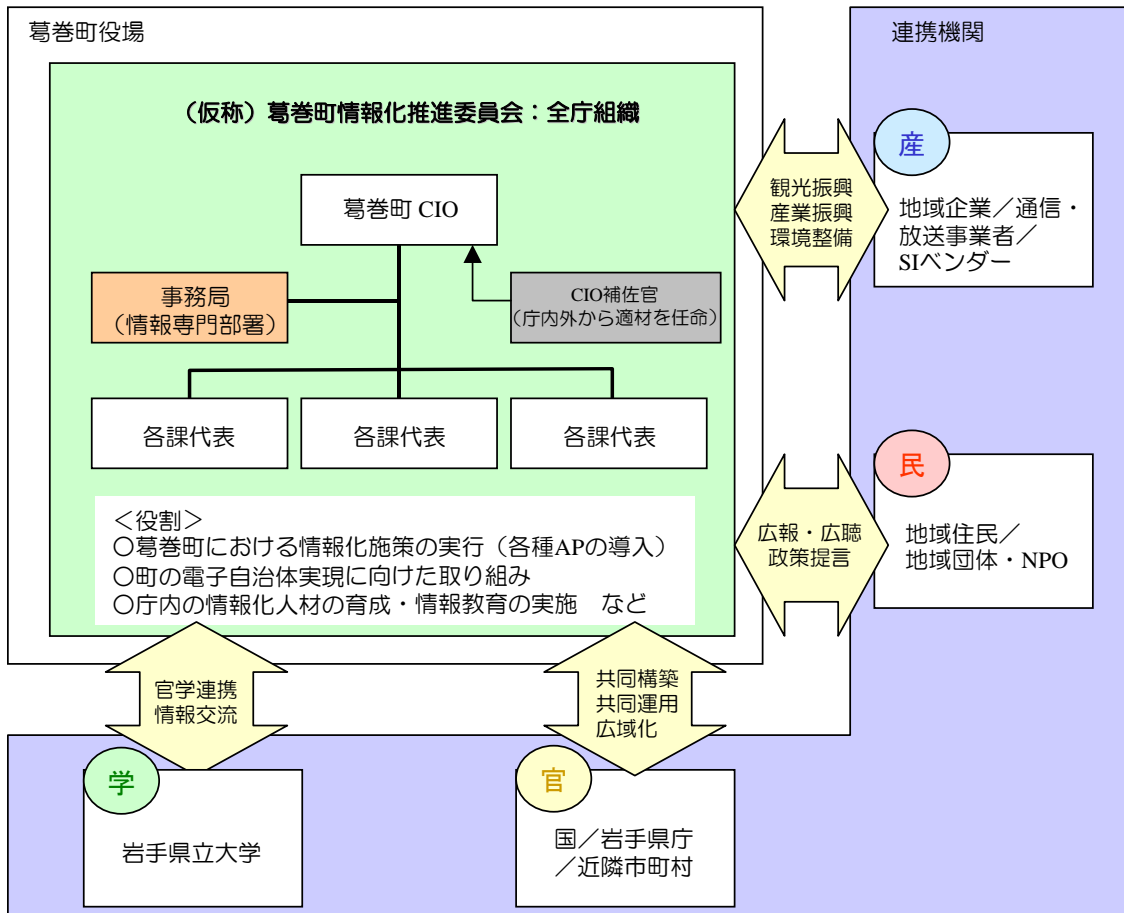
ウ. 人材の育成

葛巻町ブロードバンド・ネットワーク（仮称）およびその上で活用するアプリケーションの保守・管理は、原則として外部委託とし、知識・技能・人材を外部登用することが望ましいと考えられるが、故障やサービス停止などが生じた際には、町として状況の把握や一時的な対応を行う必要があり、一定の専門的知識を持つことが期待される。

また、葛巻町ブロードバンド・ネットワーク（仮称）の更なる有効活用に向けても、職員がICTをどのように業務に生かすか、という観点で考える能力も必要である。

そうしたことから、職員に対しては、ICTに関する専門的研修を継続的に受講させることが求められる。各職員がこれまで培ってきた（あるいはこれから培う）知識・経験を庁内で共有するほか、通信事業者やSIベンダーなど外部との人材交流等により、情報化に係る人材育成へつなげることのできる体制を構築する。

葛巻町における情報化推進体制のイメージ図



(2) 全町での取り組み

葛巻町の情報化を推進する体制としては、庁内だけでは不十分である。葛巻町ブロードバンド・ネットワーク（仮称）やそれに付随する各分野のアプリケーションの必要性について、住民・地元企業の理解、特に高齢者層の理解が必要で、葛巻町全体としての推進体制を構築しなければならない。

そのため、行政としては、ICT 講習会などの開催により、住民・地元企業の情報リテラシー向上に努めるとともに、そうした場に住民が積極的に参加できるような環境づくりを併せて進める必要がある。また、各種の普及・啓発のイベントなどを行うことによって、広報・PR を充実させるだけでなく、住民が自ら体験し、使ってみたいと思えるような場をできるだけ多く設けることも、葛巻町の情報化推進にあたっては不可欠な要素である。

そうした取り組みを継続的に行うことによって、住民の情報リテラシーの向上だけではなく、地域の実情に詳しい技術者の育成についても進めることができ、町内にいる人材が機器の故障やサポートを行うことができるようになることも期待できる。

(3) 整備基盤の管理・運営方針

ア. 整備目的による区分

葛巻町ブロードバンド・ネットワーク（仮称）の管理・運営の形態については、ここで提供される情報サービスの提供主体や内容を踏まえ、“整備したネットワークの持続的かつ適切な管理”という視点から検討する必要がある。

まず、町内の公共施設間を接続し、住民に対し行政、防災、福祉といった公共的な情報提供サービスを展開する「地域公共ネットワーク」については、基本的に町においてそのサービスを適切に維持するための管理・運営を担う必要があり、例えば「ネットワーク管理者」を定める等、常にネットワークの構成を把握できる体制を確保することが望ましい。

とは言え、その全てを町職員が手掛けることになれば、限られた要員事情の中で特殊な知識・能力が求められる業務に専属させることは現実的ではなく、情報守秘を義務付けた上で管理業務の一部を関係業者に委託することも必要となる。

一方、商用としてのインターネット接続サービスを提供するためのネットワークについては、本来は民間の通信事業者が整備・運営する「民設民営」を基本としているが、条件不利地域のように通信事業者による整備が見込めない地域においては、(3)ウに詳述するが、地方公共団体が整備した情報通信基盤の一部を民間に開放し、町と通信事業者との契約に基づき、その運営において確たる知識・能力を持つ民間事業者を積極的に活用する例（公設民営型）が見られる。

イ. 加入者系光ファイバ網における民間事業者との連携

前述のとおり、行政情報の発信などのもっぱら公共目的が主たるアプリケーションの整備・運営については町が自ら行うべきであるが、住民が個々に利用するインターネット接続などの商的要素が大きいサービスについては、本町における今後の行政のスリム化・効率化を考えれば、公設の光ファイバ回線を民間事業者に開放して、住民の利便性を考慮した運営形態とすることが望ましい。

葛巻町ブロードバンド・ネットワーク（仮称）の運営にあたっては、そうした仕組みを把握したうえで、最適な方式について検討する必要がある。

運営体制のパターン

サービス提供モデル	スキームイメージ	スキーム概要	
公設公営型		電気通信事業者又は有線テレビジョン放送事業者である地方公共団体が自らサービスの提供を行うもの。	
公設民営型	卸電気通信役務		電気通信事業者である地方公共団体が、他の電気通信事業者に対して卸電気通信役務の提供を行うもの。
	IRU		地方公共団体が、電気通信事業者や有線テレビジョン放送事業者と長期安定的な使用権に関する契約（IRU契約）を行うことにより、施設を貸与するもの。
電気通信事業者			
民設民営型		第三セクター法人である電気通信事業者や有線放送テレビジョン放送事業者への間接補助による整備（地方公共団体への出資若しくは拠出のない事業者については交付対象外）	

総務省資料より

ウ. 公設民営方式（地方公共団体が整備する光ファイバ網の一部開放）

市町村が整備した光ファイバ網の一部について、通信事業者やケーブルテレビ事業者に開放し、民間事業者によるインターネット接続などの商用サービスを提供するという取り組みが、全国各地において行われている。

具体的には、IRU 方式と呼ばれる公設民営の形態で、この手法により通信事業者の参入が見込めない条件不利地域内にブロードバンド・サービスが提供されるようになった事例が増えつつある。この方式は、第 4 章に掲げる各種アプリケーション群の整備・運営や、葛巻町ブロードバンド・ネットワーク（仮称）の設備保守等までを全て民間に任せるという考え方ではなく、住民のインターネット接続に係るサービス提供や同サービスに係る保守・管理を行うことを指す。

市町村が整備した光ファイバの芯線を民間事業者に開放することによって、事業者は自らの設備投資の負担を軽減することができるため、採算性の観点からブロードバンド回線整備がなされなかった地域においても、都市部と同様のサービスが利用できるようになる仕組みである。

なお、市町村が自ら電気通信事業者になって住民にブロードバンド・サービスを提供するような形態（公設公営）については、一般の通信事業者によるメニューに留まらないサービスを展開しようとする市町村において事例があるが、運営のための知識や適切な能力を持った人材の確保などの面から当該市町村の負担が大きいケースが多く、民間事業者を活用する運営形態（公設民営型）とのいずれを選択するかは、市町村が各々の条件・環境を踏まえて判断することとなる。

IRU（indefeasible right of user：破棄し得ない使用权）

IRU の制度とは、電気通信事業者が、下記①～④の要件を満たす賃貸借契約等によって、他者が所有する光ファイバ等を調達した場合は、当該光ファイバ等を、当該事業者が長期安定的に支配・管理しているものとみなし、当該事業者が設置した設備として認める制度。

- ①事業者の同意なしに契約を破棄することができないこと。
- ②使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定がされていること。
- ③所有者によって対象物件に第三者担保権が設定されていないこと。
- ④使用契約期間が長期間（原則 10 年以上）であること。


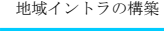
















総務省資料より

7-2.スケジュール

(1) 本事業のスケジュール

本事業は、下記のスケジュールで進めることとする。本調査研究報告書を踏まえ、段階的なネットワークの構築、アプリケーションの導入を行うとともに、継続的な住民への周知・啓発と、職員研修を併せて進める。

平成 20 年度において、地域情報化の基盤となるイントラネット網を整備するとともに、住民向けアプリケーションソフトの一部導入を目指す。平成 21 年度は、住民側の基盤（ブロードバンド、テレビ受信設備など）の整備を進め、平成 22 年度当初の運用開始を目指すこととする。

	H19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度以降
行程目標				▲ ブロードバンド 整備の目標年次	▲ 地上デジタル放送 への完全以降 (H23.7)
調査研究事業 (基本設計)	H19.4~H19.12 				
公共ネットワーク整備		地域イントラの構築 			
加入者系整備				H22 年度当初、住民側 基盤の運用開始 	
アプリケーション整備					
住民への周知・啓発	調査研究の成果報告 (H20.1) 	H21 年度以降、 	継続的に住民への普及啓 発策を行う 		
職員研修等	町の人材育 成策として、定期的 	・継続的に職員研修を実施 			

(2) 当面のスケジュール (H19~20 年度)

平成 19 年~20 年度に係る当面のスケジュールは下記のとおり想定される。

	H19.4~12	H19 年度 第 4 四半期 (H20.1~3)	H20 年度 第 1 四半期 (H20.4~6)	H20 年度 第 2 四半期 (H20.7~9)	H20 年度 第 3 四半期 (H20.10~12)	H20 年度 第 4 四半期 (H21.1~3)
調査研究事業	■					
補助申請等		▲ ニーズ調書	▲ 申請	▲ 交付決定		▲ 実績報告
運営事業者 (IRU 事業者) の選定		▲ 事業者選定				
実施設計			■			
施工業者の選定				▲ 事業者選定		
各種手続き				■		
ケーブル敷設					■	
試験						■
整備完了						▲ 完了

※留意事項

拠点間接続の整備については後々の FTTH 用の芯線を民間通信事業者に開放することを前提に構築することや、FTTH 整備においては、整備範囲など連携する民間通信事業者との綿密な協議が必要であることから、以下の手順にて進める必要がある。

- ①FTTH 用開放芯線を葛巻町から借り受け、域内にて超高速ブロードバンド・サービスを提供する民間通信事業者の選定・決定
- ②決定した民間通信事業者と、具体的な整備分担、技術仕様等について協議
- ③当該整備分担に応じ、民間通信事業者が提示する技術仕様に基づいた整備工事の実施

(3) アプリケーションの優先順位

「第4章 導入すべきアプリケーション」に示した各アプリケーション群の全てについて実施することは望ましいことであるが、財政的な面から、段階的に取り組んでいくこととなる。

情報通信基盤の整備は、平成21年度に向けて2カ年にわたって行うものであるが、その間は、携帯電話の不感解消や地上デジタル放送の難視聴解消、防災情報提供など、住民ニーズの高かったデジタル・ディバイドの解消に向けた環境整備を進めることとなる。

また、既にある葛巻町のホームページの機能強化を中心とした各種情報提供や、ウェブカメラを活用した議会中継、観光情報提供などの取り組みを先導的に進めることとする。

学校・教育分野や医療・福祉分野のアプリケーションについては、教育機関や医療機関など、関連する主体との連携など体制面の整備を進める必要があることから、後発的なプロジェクトとして、順次展開を図ることとする。特に学校・教育分野については、公共施設としての情報通信基盤への接続を進めるものの、具体的なアプリケーションについては、平成22年度以降に予定されている教育用コンピュータの更新との調整を図る。

アプリケーションに係る整備スケジュール

アプリケーション群	H20～H21年度	H22～H23年度	H24年度以降（順次）
○情報通信基盤整備	■		
1. デジタル・ディバイド解消	■		
2. 議会中継・行政情報配信システム	■		
3. 防災情報システム	■		
4. 産業・観光情報配信システム	■		
5. 学校間の情報交流・遠隔授業システム		■	■
6. 在宅医療・在宅健康管理システム		■	■

7-3.その他の課題・留意点

(1) 受益者のニーズ

本町は高齢者が多いため、どれだけの世帯で接続を希望するのかについては考えなければならない。高速のインターネット接続サービスについては、原則的に受益者（住民）が各家庭の設置工事費や月々のサービス利用料等を負担することになるため、整備する基盤が住民の間で積極的に使われるよう、常に住民ニーズを的確に捉え、サービスを提供していく必要がある。

情報化で重要なことは、基盤を整備するというだけでなく、いかに後年度に向かって魅力あるサービスを提供し続けるかも課題となるため、定期的に計画を見直していくことが求められる。

「基盤整備終了＝目標の達成」という考え方ではなく、情報通信基盤に対するニーズが比較的低い高齢者層をいかに巻き込むかという視点で、サービス開始当初から多くの住民にとって便益を感じられるような仕組みづくりが必要である。

(2) さまざまな主体との連携

情報通信基盤の活用は、行政だけが取り組むべきものではなく、葛巻町に関わる様々な主体が積極的に利用することによって、その効用がより高まるものである。

「第4章 導入すべきアプリケーション」で示した各種アプリケーション群についても、全てについて行政が環境を整えるのではなく、病院・診療所などの公的機関や各種団体、地域の企業などとの協力や連携を推進しながら、取り組みを進めることが必要である。

(3) 情報通信基盤の維持管理

情報通信基盤の運営（維持管理）について、民間事業者の知識・技能を活用したとしても、町としては、運営費用に対する一定の負担が必要となる。

また、情報通信分野は日進月歩で技術開発が進んでおり、機器類の陳腐化のリスクについても考えなければならない。10年単位で将来を見据えた際には、当然ながら設備の更新費用が発生する。そうした更新費用の負担についても考えていく必要がある。

更に、本町の大きな課題である地上デジタル放送の受信についても、受信環境を町が構築・管理する場合であっても、これまでのテレビ共同受信施設組合のように維持管理費の徴収が必要となる。

(4) 人口減少に関する課題・留意事項

「第1章 葛巻町情報化の背景」における人口推計に示したとおり、本町は今後も人口が減少し続ける可能性があるが、今後は葛巻町ブロードバンド・ネットワーク（仮称）の活用を含めた、町全体の政策としての『定住促進』、『産業の活性化』を考えていかなければならない。

(5) 庁内における意識・体制

情報通信基盤の保守管理は、原則的に民間事業者への貸し出し等によることとはなるが、本町の所有する情報通信基盤であることから、町職員においても一定の対応能力は求められる。

情報通信基盤は全町的なものであることに加え、現在、行政改革に伴い職員数を大幅に減員しているという実情から、庁内においても、情報担当に頼るだけでなく、全職員が情報通信基盤の活用に向けて高い意識を持てる仕組み・体制を構築することが必要である。

(6) セキュリティ対策

情報化を進めていくにあたっては、セキュリティ対策は重要な要素である。情報通信基盤の利用が進むにつれて、悪意ある者による情報の改ざんや各種サーバへの攻撃、なりすましなどの脅威への対応や、個人情報をはじめとする重要な情報の漏えい防止など、考えなければならないセキュリティ上の課題がある。

また、住民にとってもコンピュータ・ウィルスによる被害や情報流出、詐欺といったトラブルに巻き込まれることがないように、セキュリティ対策に関する啓発を行うことも今後の重要な課題である。